

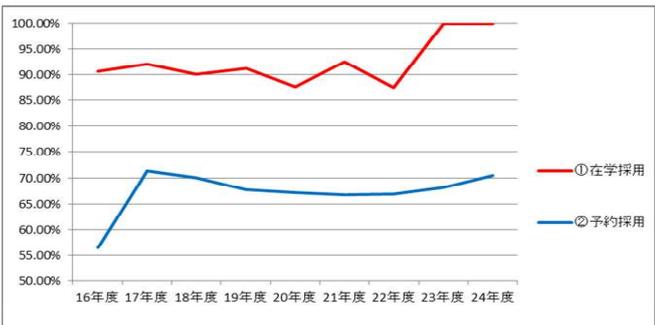
# 平成24年度実施施策に係る事後評価書

(文部科学省 24-5-1)

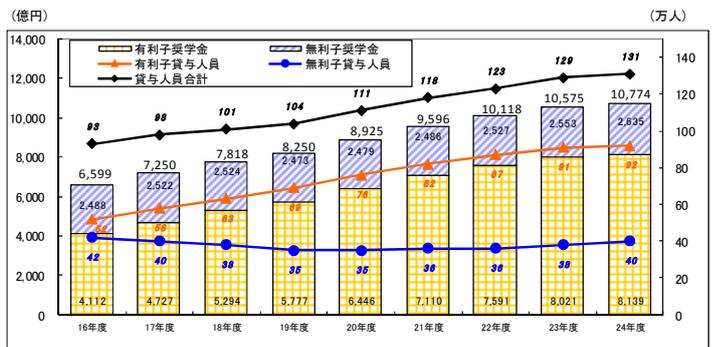
施策目標	意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進
施策の概要	教育の機会均等の観点から、意欲・能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、(独)日本学生支援機構の奨学金事業を充実し、教育費負担の軽減を図る。

達成目標 1	(独)日本学生支援機構による奨学金事業を充実させ、学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、修学機会の確保を図る。						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	16年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
①在学採用において(独)日本学生支援機構奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち奨学生として採用された者の割合 <small>※在学採用：進学後に進学先の大学等を通じて奨学金貸与の申込を受け付け、奨学金を貸与する制度</small>	90.67%	87.60%	92.56%	87.50%	100.00%	100.00%	100.00%
年度ごとの目標値	—						—
②予約採用において(独)日本学生支援機構奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち予約採用候補者となった者の割合 <small>※予約採用：進学前に在籍する高校等を通じて奨学金貸与の申込を受け付け、進学後の奨学金を予約する制度</small>	56.50%	67.24%	66.75%	66.89%	68.23%	70.57%	100.00%
年度ごとの目標値	—						—
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値
	16年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—
③奨学金貸与人数 <small>(被災学生等分を除く)</small>	93万人	111万人	118万人	123万人	129万人	131万人	—

- ① 在学採用において貸与基準を満たす希望者のうち奨学生として採用された者の割合
- ② 予約採用において貸与基準を満たす希望者のうち予約採用候補者となった者の割合



### ③ 奨学金事業の推移 (実績)



(注) 1. 上表には、平成17年度入学者から都道府県に移管している高等学校等奨学金事業交付金は含まない。  
 2. 上表の無利子奨学金は、被災学生等分を除いた貸与実績である。  
 3. 貸与人員及び事業費の計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

<参考：(独)日本学生支援機構奨学金貸与基準(学力・家計)>

区分	無利子(第一種)奨学金	有利子(第二種)奨学金
学 力	①高校成績が3.5以上(1年)又は ②大学成績が学部内において上位1/3以内(2年生以上)	①平均以上の成績の学生 又は ②特定の分野において特に優秀な能力を有すると認められる学生 又は ③勉学意欲のある学生
家 計	955万以下 ※私大・自宅通学・4人世帯で主たる家計支持者が給与取得者の場合の目安	1,207万円以下 ※私大・自宅通学・4人世帯で主たる家計支持者が給与所得者の場合の目安

達成目標1の評価結果

(評価結果)

奨学金事業について、対前年度比6万3千人の貸与人員の増員を行った結果、在学採用段階では、(独)日本学生支援機構奨学金の貸与基準を満たす希望者全員に奨学金を貸与することができ、更には、家計の厳しい学生等に対し、卒業後に一定の収入を得るまでの間は返還期限を猶予する「所得連動返還型の無利子奨学金制度」を導入し、学生等の奨学金返還への不安を軽減したため、「(独)日本学生支援機構による奨学金事業を充実させ、学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、修学機会の確保を図る。」とする達成目標5-1については、想定通りに順調に進捗しており、達成できたといえる。

また、(独)日本学生支援機構のホームページにおいて、各大学等が実施している奨学金制度等の情報に加え、各地方公共団体や民間の奨学事業財団が実施している奨学金制度等に関する情報提供も開始し、大学等への進学希望者等に対して情報提供の充実を図ったことは、修学機会の確保に資するものであったといえる。

なお、高等学校等奨学金事業は平成17年度入学者から順次都道府県へ移管されており、都道府県が実施する高等学校等奨学金事業の財源として、高等学校等奨学金事業交付金を交付している。

(課題)

平成24年度においては、平成23年度に引き続き、在学採用段階では、(独)日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者全員に奨学金を貸与することができたが、予約採用段階においては、約70%の者にしか貸与できておらず、近年、予約採用において貸与基準を満たす希望者が増加していることに鑑みれば、入学時に経済的支援を受けられる見直しを高めるため、無利子奨学金を基本とした貸与人員の増員が必要であるとともに、所得把握が容易になる社会保障・税番号制度への移行を前提に、現行の一定額を返還する制度から卒業後の年収に応じた額を返還する柔軟な制度への改善や延滞金の賦課率の見直し等、学生等への経済的支援の在り方について検討し、奨学金制度の充実を図ることにより、安心して進学できる環境を整備することが必要である。また、「第二期教育振興基本計画」及び「日本再興戦略」において提言された、意欲と能力のある若者全員への留学機会の付与を実現するため、日本人学生が海外留学をする際の経済的負担を軽減することも必要である。

これまでに実施している主な達成手段

事業名	24年度 補正後予算 額(千円)	25年度 当初予算額 (千円)	事業概要	関連 する 指標	行政事業 レビュー シート番号	担当課
育英事業に必要な経費	103,810,129	106,857,295	独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業は、教育政策として、学資を希望する家計の厳しい世帯の学生等(大学、短期大学、高等専門学校、大学院、専修学校専門課程)本人に、無担保、無審査(与信無)、低利で奨学金を貸与し、かつ長期間にわたって、返還金の回収を行う。	①② ③	0159	学生・留学生課

達成目標2

東日本大震災で被災した世帯の学生等が経済的理由により修学を断念することがないように、(独)日本学生支援機構の奨学金の貸与を実施する。

参考指標	23年度	24年度				
①奨学金貸与人数	2千人	5千人				

達成目標2の評価結果

(評価結果)

東日本大震災により被災した世帯の学生等が、経済的理由により修学を断念することのないよう、東日本大震災復興特別会計により、貸与基準を満たす希望者全員に、無利子奨学金を貸与し、更には、家計の厳しい学生等に対し、卒業後に一定の収入を得るまでの間は返還期限を猶予する「所得連動返還型の無利子奨学金制度」を導入し、被災した世帯の学生等の奨学金返還への不安を軽減したため、「東日本大震災で被災した世帯の学生等が経済的理由により修学を断念することがないように、(独)日本学生支援機構の奨学金の貸与を実施する。」とする達成目標5-2については、想定通りに順調に進捗していることから、達成できたといえる。

(課題)

引き続き、東日本大震災で被災した世帯の学生等が経済的理由により修学を断念することがないように奨学金の貸与を実施する。

これまでに実施している主な達成手段

事業名	24年度 補正後予算 額(千円)	25年度 当初予算額 (千円)	事業概要	関連 する 指標	行政事業 レビュー シート番号	担当課
育英事業に必要な経費(育英資金貸付金)(復興関連事業)	3,768,197 (復興特会 (復興庁))	7,136,430 (復興特会 (復興庁))	平成23年3月11日に発生した東日本大震災で被災した世帯の学生等の教育機会を確保するために、無利子奨学金の貸与を実施する。 ※平成24年度以降は、復興庁で一括計上し、文部科学省で執行する事業である。	①	033	学生・留学生課 復興庁

(参考) 関連する独立行政法人の事業 (※必要に応じて関連する達成目標に入れても良い)

独立行政法人 の事業名	24年度 補正後予算額 (千円)	25年度 当初予算額(千 円)	事業概要	関連する 指標	行政事業 レビュー シート 番号	担当課
独立行政法人 日本学生支援 機構運営費交 付金に必要な 経費	<14,082,368> の内数	<13,921,746> の内数	① 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対する学資の貸与 ② 留学生等に対する学資の支給、各種留学生交流プログラムの実施、留学生宿舍の支援等 ③ 学生生活支援に関する有益な活動事例の情報収集・分析、情報の提供等	1-①～③ 2-①	0160	学生・留学生課

### 施策目標に関する評価結果

#### 【必要性等】

(必要性の観点)：

高等教育機関への進学率の高まり、家庭の教育費負担の考え方の変化や学生等の親からの経済的な自立意識の高まりに加え、東日本大震災の影響による家計の急変などを反映し、奨学金の貸与を希望する者は年々増加している。意欲・能力のある学生等が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、奨学金事業の更なる充実を図ることが必要である。また、教育基本法第4条第3項においても「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」と規定されており、国が責任をもって実施すべき施策である。さらには平成25年6月に閣議決定された「第二期教育振興基本計画」においても、「意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、授業料減免や学生等に対する奨学金などにより、大学・短期大学生、高等専門学校生、専門学校生等に対する修学支援を推進する。」と本事業を実施することの重要性が提言されている。

(有効性の観点)：

奨学金事業の開始以来、69年間で約1,105万人の学生等に対して奨学金の貸与を行ってきており、教育の機会均等の実現と我が国の発展を支える人材育成に大きく寄与してきたところである。また、奨学金の貸与が社会のセーフティネットとしての役割を担うことにより、意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学をあきらめることがないよう、安心して教育を受けられる環境を整備するとともに、学ぶ意欲を涵養している。

(効率性の観点)：

奨学金事業の事業規模(事業費・貸与人員)が拡大している中で、奨学金事業の実施等に必要な(独)日本学生支援機構運営費交付金は削減している。

<運営費交付金(補正後予算額)>	平成23年度	15,755百万円	→	平成24年度	14,802百万円
<事業費総額(当初予算額)>	平成23年度	1,078,114百万円	→	平成24年度	1,126,315百万円
<貸与人員(当初予算額)>	平成23年度	127万2千人	→	平成24年度	133万9千人

#### 【今後の課題】

平成24年度においては、平成23年度に引き続き、在学採用段階においては、(独)日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者全員に奨学金を貸与することができたが、予約採用段階においては、約70%の者にしか貸与できておらず、近年、予約採用において貸与基準を満たす希望者が増加していることに鑑みれば、入学時に経済的支援を受けられる見通しを高めるため、無利子奨学金を基本とした貸与人員の増員が必要であるとともに、所得把握が容易になる社会保障・税番号制度への移行を前提に、現行の一定額を返還する制度から卒業後の年収に応じた額を返還する柔軟な制度への改善や延滞金の賦課率の見直し等、学生等への経済的支援の在り方について検討し、奨学金制度の充実を図ることにより安心して進学等できるようにするための環境の整備が必要である。また、「第二期教育振興基本計画」及び「日本再興戦略」において提言された、意欲と能力のある若者全員への留学機会の付与を実現するため、日本人学生が海外留学をする際の経済的負担を軽減することも必要である。

東日本大震災で被災した世帯の学生等が、経済的理由により修学を断念することがないよう、引き続き奨学金の貸与を実施することが必要である。

今後も学生等のニーズ等を踏まえ、毎年度、貸与基準を満たす希望者全員が貸与を受けられるよう、引き続き奨学金事業の充実を図る。

また、返還金が次の世代への奨学金貸与の原資となることから、返還金の回収が重要な課題であり、引き続き返還金の回収促進を図っていく。

<参考>

- ・第2期中期目標・中期計画(平成21年度～平成25年度)における回収率の目標値：平成25年度末に82パーセント  
→平成24年度末の実績値：82.1パーセント(新規返還者の回収率：96.8パーセント(平成23年度：96.7パーセント))

#### 【行政事業レビューの指摘】

(平成25年8月)

<現状通り>

育英事業に必要な経費

#### 【行政評価・監視の勧告】

## 【評価結果を踏まえた施策への反映方針】

### 【評価結果を踏まえた施策への反映方針】

#### ○達成目標 1

平成 25 年度予算において、無利子奨学金の新規貸与人員を 1 万 3 千人増員するとともに、平成 24 年度に導入した「所得連動返還型の無利子奨学金制度」について、卒業後の年取に応じた額を返還する柔軟な制度へ改善するための準備を行うなど、奨学金事業の充実を努めている。

平成 26 年度においては、意欲と能力のある学生等が経済的理由により進学等を断念することのないよう、安心できる環境を整備するため、①無利子奨学金の貸与人員を大幅に増員するとともに、日本人学生の海外留学のための無利子奨学金制度の創設、②真に困窮している奨学金返還者に対する救済措置の充実を図るなど、奨学金制度の改善充実を図ることとする。

また、平成 25 年 4 月から開始した、給付型奨学金の創設を含めた学生への経済的支援の在り方についての検討を、引き続き進めていく。

#### ○達成目標 2

引き続き、東日本大震災により被災した世帯の学生等が経済的理由により修学を断念することのないよう、貸与基準を満たす希望者全員に奨学金の貸与を行う。

### 【具体的な概算要求の内容】

(独) 日本学生支援機構 大学等奨学金事業の充実  
 <事業費総額> 1 兆 1,982 億円 ⇒ 1 兆 2,301 億円 (320 億円増)

#### ○無利子奨学金の貸与人員の大幅増員（有利子から無利子へ）

大学等へ進学を予定している高校生に対し、十分な無利子奨学金を確保するとともに、将来グローバルに活躍する日本人が海外留学をする際の負担を軽減するため、海外留学のための無利子奨学金制度を創設する。これらにより、奨学金の「有利子から無利子へ」の流れを加速させる。

<貸与人員>	144 万 3 千人	⇒	147 万 3 千人	(3 万人増)
無利子奨学金	42 万 6 千人	⇒	49 万 6 千人	(7 万人増※)
				※うち新規貸与者の増員分 4 万 4 千人 (うち被災学生等分 4 千人) うち日本人学生の海外留学分 1 万 2 千人
有利子奨学金	101 万 7 千人	⇒	97 万 7 千人	(4 万人減)

#### ○真に困窮している奨学金返還者の救済

経済困難を理由とする返還期限猶予の制限年数の延長及び適用基準の緩和、延滞金賦課率の 10% から 5% への引き下げ等を通じ、真に困窮している奨学金返還者に対する救済措置を一層講じる。

## 施策の予算額・執行額

(※政策評価調書に記載する予算額)

区分		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度要求額
予算の状況 (千円)  上段：単独施策に係る予算 下段：複数施策に係る予算	当初予算	124,091,347	122,900,934 ほか復興庁一括計上分 3,768,197	106,857,295 ほか復興庁一括計上分 7,136,430	127,722,926 ほか復興庁一括計上分 7,115,424
		<15,755,180>	<15,118,635> ほか復興庁一括計上分 <0>	<13,921,746> ほか復興庁一括計上分 <0>	<15,583,341> ほか復興庁一括計上分 <0>
	補正予算	△7,085,979	△19,090,805 ほか復興庁一括計上分 0	0	/
		<64,307>	<△316,267> ほか復興庁一括計上分 <0>	<0>	/
	繰越し等	0	0 ほか復興庁一括計上分 0	/	/
		<0>	<0> ほか復興庁一括計上分 <0>	/	/
	合計	117,005,386	103,810,129 ほか復興庁一括計上分 3,768,197	/	/
		<15,819,487>	<14,802,368> ほか復興庁一括計上分 <0>	/	/

執行額（千円）	117,005,386	103,810,129 ほか復興庁一括計上分 3,768,197		
	<15,819,487>	<14,802,368> ほか復興庁一括計上分 <0>		

施策に関する内閣の重要政策・省内における検討会やその報告		
名称	年月日	関係部分抜粋
第二期教育振興基本計画	平成 25 年 6 月 14 日	<p>第 2 部 今後 5 年間に実施すべき教育上の方策</p> <p>1. 社会を生き抜く力の養成 （4）生涯の各段階を通じて推進する取組 成果目標 4（社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等） &lt;5 年間における具体的方策&gt; 基本施策 1 3 キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続支援、産学官連携による中核的専門人材、高度職業人の育成の充実・強化 【主な取組】 1 3-5 社会人の学び直しの機会の充実 ・ 経済的制約が課題となっている状況を踏まえ、企業等の理解の促進や奨学金制度の弾力的運用を含め、環境整備を行う。さらに、時間的・空間的制約がなく学ぶことが可能な放送大学をはじめとした通信教育を行う大学における科目の充実等を一層進める。</p> <p>2. 未来への飛躍を実現する人材の養成 成果目標 5（社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成） &lt;5 年間における具体的方策&gt; 基本施策 1 6 外国語教育、双方向の留学生交流・国際交流、大学等の国際化など、グローバル人材育成に向けた取組の強化 【主な取組】 1 6-2 高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進 ・ <u>日本人の海外留学者数の大幅な増加（2020 年を目途に日本の海外留学生数を倍増（大学等：6 万人から 12 万人、高校：3 万人から 6 万人））を目指し、高校、大学等における留学機会を、将来グローバルに活躍する意欲と能力のある若者全員に与えるため、留学生の経済的負担を軽減するための寄附促進、給付を含む官民が協力した新たな仕組みを創設する。また、地域や高校、大学等における留学情報の収集・提供等の強化を実施するとともに、関係府省と連携し、就職・採用活動開始時期を変更し、留学しやすい環境を整備する。</u> さらに、様々な交流機会の提供（外国人留学生と日本人学生・若手社会人との知的交流の促進等）や、子どもたちに国際的な視野を持たせ、留学への機運を醸成する取組の充実等を図る。</p> <p>3. 学びのセーフティネットの構築 成果目標 6（意欲ある全ての者への学習機会の確保） &lt;5 年間における具体的方策&gt; 基本施策 1 7 教育費負担の軽減に向けた経済的支援 【主な取組】 1 7-4 大学・専門学校等に係る教育費負担軽減 ・ <u>意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、授業料減免や学生等に対する奨学金などにより、大学・短科大学生、高等専門学校生、専門学校生等に対する修学支援を推進する。学生等に対する奨学金については、平成 24 年度から導入した「所得連動返済型の無利子奨学金制度」を着実に実施するとともに、無利子奨学金について、本人の所得の捕捉が可能となる環境の整備を前提に、現行の一定額を返還する制度から、卒業後の所得水準に応じて毎年の返還額を決める制度への移行や延滞金の賦課率の見直し等、学生等の経済的支援の在り方について検討する等、奨学金制度の充実を図ることにより、安心して教育を受けられる環境を整備する。</u> 1 7-5 東日本大震災により被災した子ども・若者への就学支援 ・ 経済的に就園・就学が困難な幼児への就園支援、小・中学生に対する学用品</p>

		費等の援助、高校生・大学生等に対する奨学金支給、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、大学・短期大学生、高等専門学校生及び専修学校生・各種学校生の授業料減免などを実施するための経費を、被災地の実情・ニーズを踏まえ、支援する。また、スクールバスの購入費や、経済的に困難な児童生徒に対する通学費などの支援を行う。
日本再興戦略 -JAPAN is BACK-	平成 25 年 6 月 14 日	<p>一. 日本産業再興プラン</p> <p>2. 雇用制度改革・人材力の強化</p> <p>⑤若年・高齢者等の活躍推進</p> <p>○若者の活躍推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターンシップに参加する学生の数の目標設定を行った上で、地域の大学等と産業界との調整を行う仕組みを構築し、インターンシップ、地元企業の研究、マッチングの機会の拡充を始め、キャリア教育から就職まで一貫して支援する体制を強化する。(略) さらに、<u>若者等が経済状況にかかわらず大学等で学ぶことができるよう、奨学金制度を充実する。</u></li> <li>・ 大学、大学院、専門学校等が産業界と協働して、高度な人材や中核的な人材の育成等を行うオーダーメイド型の職業教育プログラムを新たに開発・実施するとともに、プログラム履修者への支援を行うなど、社会人の学び直しを推進する。(略) また、<u>若者等の学び直しの支援のための奨学金制度の弾力的運用</u>や雇用保険制度の見直し等を行う。</li> </ul> <p>⑦グローバル化等に対応する人材力の強化</p> <p>世界に勝てる真のグローバル人材を育てるため、「教育再生実行会議」の提言を踏まえつつ、国際的な英語試験の活用、意欲と能力のある若者全員への<u>留学機会の付与</u>、及びグローバル化に対応した教育を牽引する学校群の形成を図ることにより、<u>2020年までに日本人留学生を6万人(2010年)から12万人へ倍増させる。</u>優秀な外国人留学生についても、2012年の14万人から2020年までに30万人に倍増させること(「留学生30万人計画」の実現)を目指す。また、産業構造の変化に対応した学び直し等の機会を拡大する。</p> <p>○意欲と能力のある若者全員への留学機会の付与</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>高校・大学等における留学機会を、将来グローバルに活躍する意欲と能力のある若者全員に与えるため、留学生の経済的負担を軽減するための寄附促進、給付を含む官民が協力した新たな仕組みを創設する。</u>また、支援策と併せて、姉妹校締結や海外の大学と単位互換の取組等、大学の教育環境整備を進めるなど、必要な措置をパッケージとして講ずるための具体策を本年8月末までに検討を進め結論を得た上で、概算要求等に反映させる。</li> </ul>

### 指標に用いたデータ・資料等

- ・ 在学採用において(独)日本学生支援機構奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち奨学生として採用された者の割合  
作成：独立行政法人日本学生支援機構  
作成時期：平成 25 年 3 月  
対象期間：平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月  
所在：独立行政法人日本学生支援機構
- ・ 予約採用において(独)日本学生支援機構奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち予約採用候補者となった者の割合  
作成：独立行政法人日本学生支援機構  
作成時期：平成 25 年 3 月  
対象期間：平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月  
所在：独立行政法人日本学生支援機構
- ・ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金貸与人員実績  
作成：独立行政法人日本学生支援機構  
作成時期：平成 25 年 3 月  
対象期間：平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月  
所在：独立行政法人日本学生支援機構

有識者会議で  
の指摘事項

—

主管課(課長名) 高等教育局 学生・留学生課(渡辺 正実)

関係課(課長名) 初等中等教育局 高校教育改革 PT(望月 禎)